

医療滞在

(医療滞在ビザを申請される外国人患者等の皆様へ)

- 日本の医療機関で治療を受けること等を希望する外国人患者等は、文末に記載した登録された身元保証機関（医療コーディネーター、旅行会社等）のリストを参照し、同機関のいずれかに連絡し、受診等のアレンジについて依頼してください。
- 身元保証機関を通じて受入れ医療機関を確定し、身元保証機関から、「医療機関による受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書」（必要に応じ、治療予定表も）を入手してください。
- 在外公館におけるビザ申請の際、外国人患者等は、以下の書類を提出してください。同伴者については、以下のうち1~4及び7を提出してください。

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに自署があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者本人の署名入り。（申請者が未成年者または障がい者の場合は、保護者が代理で署名できます。）		
3	写真1枚	6ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 (4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像)		
4	パスポートの顔写真のページのカラーコピー			
5	医療機関による	受診等予定証明書及び身元保証機関による身元保証書。		
6	銀行残高証明書等	一定の経済力を有することを証明するもの。		
7	本人確認のための書類			
8	在留資格認定証明書	入院して医療を受けるため、90日を超えて滞在する必要がある場合のみ必要となります。		
9	治療予定表	数次にわたり治療のために訪日する必要がある場合。		
10	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
11	社員証	指名された代表者による申請の場合		
12	その他			

- 上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 _____

日付 _____ / _____ / _____

VFS スタッフ署名 _____